

平成31年4月から新たな制度 (森林経営管理制度) がスタートしました。

【森林経営管理法の趣旨】

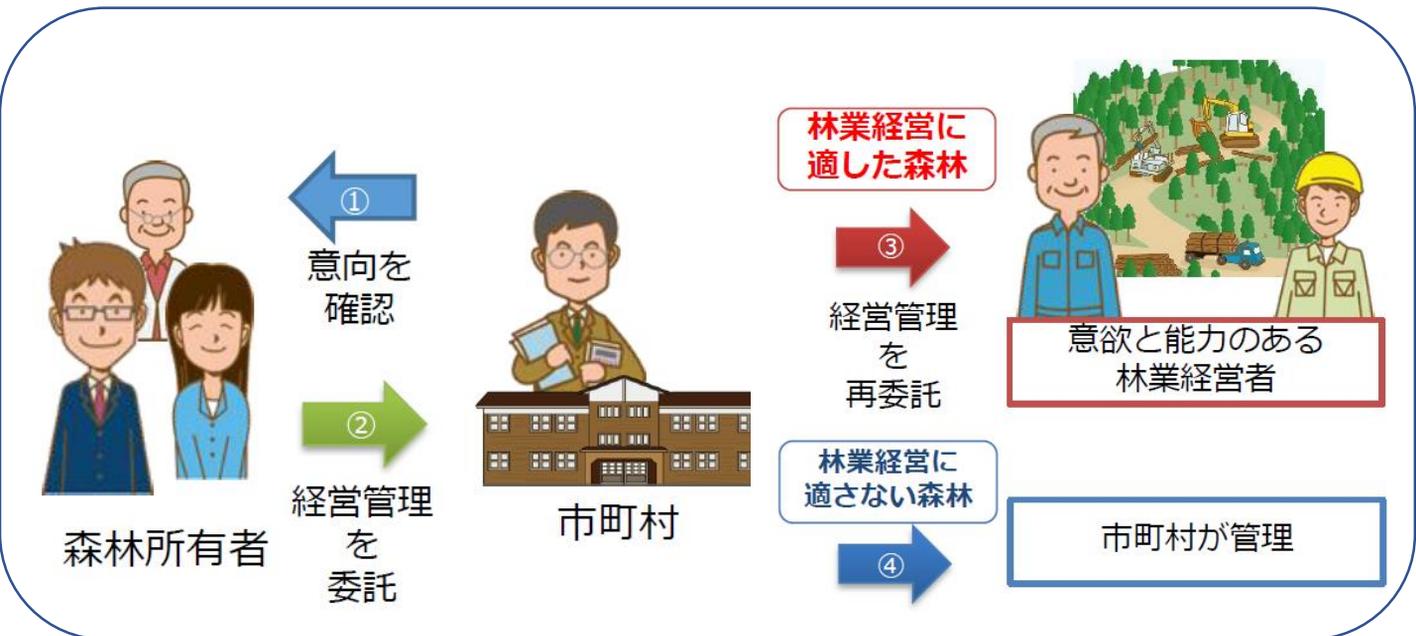
国産材の自給率は平成30年に37%と平成を通じて最高となり、供給量も9年連続で増加するなど、森林資源は「伐って、使って、植える」という、新たな時代に入ったと言えます。

一方、森林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない事態が発生しています。

森林経営管理法では、このような森林の経営管理を、市町村や意欲と能力のある林業経営者が行うことで、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとしています。



適切に経営管理を実施していない森林（スギ・ヒノキ）



- ①市が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、意向を確認します。
(一定のまとまりをもったスギ・ヒノキ林であること、用地境界が明確など一定の条件が整っている箇所が対象となります。)

- ②市に委託したいとの意向があれば、必要に応じて、市と協議の上、経営管理の委託手続きを行います。

市に森林の経営管理を委託した場合、

- ③林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託します。
(スギ・ヒノキの木材生産を主とした生産林として管理)

- ④林業経営に適さない森林は、市が森林を管理します。
(スギ・ヒノキから広葉樹林への転換を主とした環境林として管理)

個人で管理できない森林については、市役所までご相談ください。

※ 森林経営計画対象森林（森林組合に管理委託している森林）は本制度の対象外です。

※ 森林所有者が経営管理を市に委託する場合、

③については、林業経営者との取り決めにより、森林所有者に収入・支出が生じる場合があります。

④については、森林所有者に収入・支出が生じません。